

読谷村浄化槽設置事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、村民への環境保全に対する意識の啓発を図り、生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、新たに浄化槽を切替える者に対し、予算の範囲内において、読谷村浄化槽設置事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 浄化槽 生物化学的酸素要求量（以下「BOD」という。）除去率90パーセント以上及び放流水のBOD20mg/L（日間平均値）以下の機能を有するもの並びに浄化槽法（昭和58年法律第43号。以下「法」という。）第4条に規定する構造基準に適合するものをいう。
- (2) 単独処理浄化槽 浄化槽法の一部を改正する法律（平成12年法律第106号）附則第2条に規定する既存の単独処理浄化槽をいう。

(補助金の対象者等)

第3条 補助の対象者は、土地及び建築物の所有者で単独処理浄化槽から浄化槽へ切り替える者とする。（以下「補助対象者」という。）

- 2 補助対象者は、法第5条第1項に基づく設置の届出の審査又は建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項に基づく確認を受けて、浄化槽を設置する者を補助金の交付対象者とする。ただし、宅地建物取引業（宅地若しくは建物（建物の一部を含む。以下同じ。）の売買若しくは交換又は宅地若しくは建物の売買、交換若しくは賃貸の代理若しくは媒介をする行為で業として行うもの）を営む者を除く。
- 3 次の各号のいずれかに該当するものは、補助金の交付対象としない。

- (1) 補助対象者が建築物を新築する場合に単独処理浄化槽から浄化槽へ切り替える場合
- (2) 村税及び国民健康保険税に未納がある者
- (3) 補助対象者が所有する土地及び建築物の一部又は全部に事業所及び住宅兼事業所の機能を有するものが含まれるとき。

(補助対象地域)

第4条 補助金の交付対象となる地域は、次の各号のいずれかに該当する地域とする。

- (1) 下水道法（昭和33年法律第79号）第4条第1項又は同法第25条の3第1項に規定する事業

計画に定められた予定処理区域（以下「下水道事業計画区域」という。）以外の地域

(2) 下水道事業計画区域内であった場合、事情を考慮して村長が認める地域

(補助対象経費)

第5条 補助対象となる経費の範囲は、浄化槽設置に係る経費及び浄化槽、ポンプ等の資材購入に要する費用とする。

(補助金の額及び浄化槽の規格等)

第6条 補助金の額は、浄化槽の設置に要する費用に相当する額とし、それぞれ下欄に掲げる浄化槽の規格に応じ定める額を限度として支給する。

浄化槽の規格	補助金額
5人槽	332,000円
6～7人槽	414,000円
8～10人槽	548,000円

2 浄化槽の規格は、日本工業規格（J I S）で定められた計算式を用いて計算し、決定する。

3 設置される浄化槽は、平成4年10月30日付け衛浄第34号厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課浄化槽対策室長通知に定める「合併処理浄化槽設置整備事業における国庫補助指針」に適合するものであり、かつ、社団法人沖縄県環境整備協会で実施する「小型合併処理浄化槽機能保障制度」に基づき保障登録されたものでなければならない。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、読谷村浄化槽設置事業補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、村長に提出しなければならない。

- (1) 浄化槽設置届出書の写し又は確認済証の写し
- (2) 設置場所の位置図
- (3) 地籍図（確認済証の写しを添付しているときは除く。）
- (4) 土地及び建築物の登記簿謄本
- (5) 補助対象者の納税証明書（村税及び国民健康保険税）
- (6) その他村長が必要と認める書類

(補助金の交付決定等)

第8条 村長は、前条の交付申請書の提出があったときは、速やかに、その内容を審査し、必要があるときは現地調査を行い、補助金交付の決定（以下「交付決定」という。）を予算の範囲内で

行うものとする。

- 2 村長は、交付決定したときは、読谷村浄化槽設置事業補助金交付決定通知書（第2号様式）により申請者に通知するものとし、補助金を交付しない旨の決定（以下「不交付決定」という。）をしたときは、読谷村浄化槽設置事業補助金不交付決定通知書（第3号様式）により申請者に通知するものとする。
- 3 交付決定を受けた者（以下「交付決定済者」という。）が浄化槽設置を中止する場合又は交付決定を辞退する場合に第1項の規定にかかわらず、予算の残額に応じて、前項に規定する不交付決定通知を受けた者の中から繰り上げて交付決定を行うことができる。
- 4 第2項の規定により不交付決定をした場合において、補助金の予算増額をしたときは、第1項の規定にかかわらず、第2項に規定する不交付決定通知を受けた者の中から、繰り上げて交付決定を行うことができる。

（補助金交付の変更等）

第9条 交付決定済者は、交付申請の内容を変更するときは、読谷村浄化槽設置事業補助金交付（変更・中止・廃止）申請書（第4号様式）を村長に提出し、その承諾を受けなければならない。

- 2 村長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、当該変更等を承諾すべきと認めたときは、読谷村浄化槽設置事業補助金交付（変更・中止・廃止）決定通知書（第5号様式）により通知するものとする。

（実績報告）

第10条 交付決定済者は、浄化槽設置完了後、30日以内又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、読谷村浄化槽設置事業補助金実績報告書（第6号様式。以下「実績報告」という。）に次の各号に掲げる書類を添えて、村長に報告しなければならない。この場合において、当該年度の3月31日が、読谷村の休日を定める条例（平成3年読谷村条例第20号）第1条第1項第1号に定める休日（以下「休日」という。）に当たる場合は、その日以前の最も近い本村の休日でない日とする。

- （1） 浄化槽保守点検業者との業務委託契約書の写し（交付決定済者が自ら当該浄化槽の保守点検を行うときは、自ら行うことができることを証明する書類）
- （2） 浄化槽法定検査依頼書の写し
- （3） 当該補助事業に係る領収書の写し
- （4） 浄化槽設置工事の状況写真
- （5） その他村長が必要と認める書類

2 村長は、実績報告書を受理した場合には、速やかに、第13条に規定する施行現場の確認を行い、審査するものとする。

(補助金交付の請求等)

第11条 前条の規定により実績報告を終えた交付決定済者は、速やかに、読谷村浄化槽設置事業補助金交付請求書(第7号様式。以下「請求書」という。)により補助金の請求をしなければならない。

2 村長は、前項の規定により提出された請求書を確認し、適正と認めたときは、補助金を交付するものとする。

(補助金の交付取消し)

第12条 村長は、交付決定済者が次の各号のいずれかに該当するときは、第8条第1項の規定により決定した旨を取消することができる。この場合において、村長は、交付決定済者が当該取消しに係る部分に対する補助金の交付を受けているときは、交付を受けた補助金の全部又は一部の返還を請求できるものとする。

(1) この要綱の規定に違反したとき。

(2) 偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。

(3) 第10条に定める日までに実績報告書及び添付書類を提出しないとき。

(施工の確認)

第13条 村長は、補助金を適正に交付するため、浄化槽の設置工事の状況及びその完了について、施工現場の確認をするものとする。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

読谷村長 殿

住所
氏名
電話

印

読谷村浄化槽設置事業補助金交付申請書

読谷村浄化槽設置事業補助金交付金要綱第7条の規定により、下記のとおり補助金の交付を申請します。

記

1 設置場所	読谷村字	番地
2 補助金額	金	円
3 住宅等の所有者	1. 本人	2. 共有（人）
	3. その他（	）
4 事業着工予定年月日	年	月 日
5 事業完了予定年月日	年	月 日

（添付書類）

- 1 浄化槽設置届出書の写し又は確認済証の写し
- 2 設置場所の位置図
- 3 地籍図（確認済証の写しを添付しているときは除く。）
- 4 土地及び建築物の登記簿謄本
- 5 補助対象者の納税証明書（村税及び国民健康保険税）
- 6 その他村長が必要と認める書類

殿

読谷村長

読谷村浄化槽設置事業補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請があった、読谷村浄化槽設置事業補助金について、下記の交付条件により交付決定したので通知します。

記

交付条件

- (1) 補助対象者は、年 月 日までに補助事業を完了しなければならない。
- (2) 承認事項
 - ① 補助対象者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、あらかじめ村長に届出てその承認を受けなければならない。
 - ア 補助事業の内容を変更しようとするとき。
 - イ 補助事業を中止又は、廃止しようとするとき。
 - ② 補助対象者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難な場合においては、その理由、その他必要な事項を村長に報告し、その指示を受けなければならない。
- (3) 状況報告
補助対象者は、補助事業の遂行状況に関し、村長の要求があるときは、直ちに報告しなければならない。
- (4) 実績報告
補助事業完了後、30日以内又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、読谷村浄化槽設置補助金実績報告書（第6号様式）と、次の各号に掲げる書類を添えて、村長に報告しなければならない。（3月31日が土日に当たる場合は第10条の規定による。）
 - (1) 浄化槽保守点検業者との業務委託契約書の写し（補助対象者が自ら当該浄化槽の保守点検を行うときは、自ら行うことができることを証明する書類）
 - (2) 浄化槽法定検査依頼書の写し
 - (3) 当該補助事業に係る領収書の写し
 - (4) 浄化槽設置工事の状況写真
 - (5) その他村長が必要と認める書類

(裏)

備考

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、読谷村長に対して異議申立てをすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。）。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、読谷村を被告として（訴訟において読谷村を代表する者は読谷村長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

第 号
年 月 日

殿

読谷村長

読谷村浄化槽設置事業補助金不交付決定通知書

年 月 日付で申請があった読谷村浄化槽設置事業補助金については、下記の理由により不交付と決定したので通知します。

記

理由

備考

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、読谷村長に対して異議申立てをすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。）。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、読谷村を被告として（訴訟において読谷村を代表する者は読谷村長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

年 月 日

読谷村長 殿

住所
氏名
電話

印

読谷村浄化槽設置事業補助金交付（変更・中止・廃止）申請書

年 月 日付、読 第 号で補助金交付決定を受けた読谷村浄化槽設置事業補助金について、下記のとおり申請内容の変更・中止・廃止をしたいので申請します。

記

- 1 補助金交付申請内容の変更・中止・廃止
- 2 補助事業の変更・中止・廃止の理由

読 第 号
年 月 日

殿

読谷村長

読谷村浄化槽設置事業補助金交付（変更・中止・廃止）決定通知書

年 月 日付、読 第 号で補助金交付決定を受けた読谷村浄化槽設置事業補助金について、下記のとおり決定したので通知します。

記

- 1 補助金交付申請内容の変更・中止・廃止
- 2 補助事業の変更・中止・廃止の理由

備考

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、読谷村長に対して異議申立てをすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。）。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、読谷村を被告として（訴訟において読谷村を代表する者は読谷村長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

年 月 日

読谷村長 殿

住所
氏名 印
電話

読谷村浄化槽設置事業補助金実績報告書

年 月 日付、読 第 号にて補助金交付決定の通知を受けた浄化槽設置事業が完了したので、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助金交付決定額 金 円
- 2 事業完了年月日 年 月 日

（添付書類）

- 1 浄化槽保守点検業者との業務契約書の写し（補助対象者が自ら当該浄化槽の保守点検を行う場合にあつては、自ら行うことができる事を証明する書類）
- 2 浄化槽法定検査依頼書の写し
- 3 当該補助事業にかかる領収書の写し
- 4 浄化槽設置工事の状況写真
- 5 その他村長が必要と認める書類

年 月 日

読谷村長 殿

住所
氏名 印
電話

読谷村浄化槽設置事業補助金交付請求書

年 月 日付、読 第 号にて補助金交付決定通知を受けた補助事業
について、読谷村浄化槽設置事業補助金交付金要綱第11条の規定に基づき、下
記のとおり請求します。

記

- 1 補助金請求額 円
- 2 補助金の振込先

金融機関名	
支店名	
預金種類	普通 ・ 当座
口座番号	
口座名義 (申請者本人)	(フリガナ)